

望まない受動喫煙の防止のため、多数の人が集まる施設・店舗はその種類に応じて原則敷地内禁煙または屋内禁煙が義務づけられることになりました。

敷地内禁煙と屋内禁煙のどちらが必要になるかや、喫煙可能な場所の設け方、時期については、その施設の種類によって異なります。

### 令和元(2019)年7月1日～

#### 第1種施設 ⇒ 学校・病院・児童福祉施設・行政機関等

原則敷地内禁煙です。ただし、例外として以下の要件を満たす喫煙場所の設置ができます(※特定屋外喫煙場所)。

- ※・屋外であること
- ・喫煙可能な場所であることを記載した標識を掲示すること
- ・施設管理者によって区画されていること
- ・施設利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。

#### 町有公共施設(第1種施設)の禁煙状況

##### 敷地内全面禁煙の施設

小中学校・子ども発達支援センター・学童クラブ・子育て支援センター

##### 敷地内禁煙施設(屋外に喫煙場所を設置する施設)

役場庁舎・中央公民館



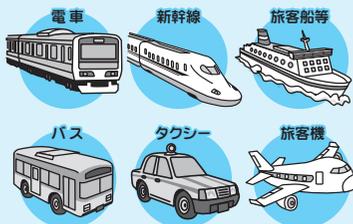
### 令和2(2020)年4月1日～

#### 第2種施設 ⇒ 事業所、ホテル・旅館、美容室、飲食店等

原則屋内禁煙です。ただし、例外として以下①～④のいずれかの場所に喫煙場所を設置することができます。

- ①屋外
- ②店内の一部に喫煙専用室を有する場所
- ③店内の一部に加熱式たばこ専用喫煙室を有する場所
- ④以下の要件を満たす飲食店・喫茶店等の店内の全部または一部の場所(★)

- ★・2020年4月1日現在、現存すること。
- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下であること
- ・客席面積が100㎡以下であること。



原則禁煙です。  
(例外として喫煙専用室、加熱式たばこ喫煙可能室を設置できます。)

禁煙です。

#### 町有公共施設(第2種施設)の禁煙状況

##### 屋内禁煙

すべての町の公共施設(上三川いきいきプラザ、体育センター、図書館、農村環境改善センター・コミュニティセンターなど)

▶問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係 ☎(56)9133

# なくそう！望まない受動喫煙

健康増進法が平成30(2018)年7月に改正され、望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります。

改正された健康増進法は、令和2年4月1日から全面施行となりますが、一部の施設では令和元年7月から施行となります。施設の管理者等は、法律の施行日までに、受動喫煙防止の対策を行う必要があります。



#### 基本的考え方①「望まない受動喫煙」をなくす

・屋内において受動喫煙にさらされることを望まない人たちがそのような状況におかれることのないようにする。

#### 基本的考え方②特に受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

・20歳未満の人たち、患者等が受動喫煙により受ける健康への影響が大きいことを考慮し、多数の利用が見込まれる施設、屋外について受動喫煙対策を徹底する。

#### 基本的考え方③施設の類型・場所ごとに対策を実施

・施設の類型、場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、標識の提示の義務付けなどの対策を講ずる。

### 法律における義務

#### すべての人の義務



- ・喫煙禁止場所で喫煙しない義務
- ・紛らわしい標識の掲示や標識の汚損等をしない義務
- ・望まない受動喫煙をさせないよう周囲の状況に配慮する義務

#### 施設の管理者等の義務



- ・喫煙できる場所を設置する場合に、標識を設置する義務
- ・喫煙禁止場所に、喫煙器具や設備等を設置しない義務
- ・喫煙できる場所を設置する場合に、望まない受動喫煙をさせないように配慮する義務
- ・喫煙室内への20歳未満の人を立ち入らせない義務